

群馬労働局働き方改革推進本部設置要綱（抄）

（平成 28 年 7 月 7 日改訂）

1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び就業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とす雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

また、『日本再興戦略』改訂 2016、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においても、「働き方改革」が一億総活躍に向けた最大のチャレンジとして位置付けられ、その鍵となる施策として長時間労働の是正に向けた取組強化、女性・高齢者の活躍推進及び非正規労働者の待遇改善等が明記されるなど、「働き方改革」が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

こうしたことから、働き方改革の実現に向け、群馬県・労使団体との連携を一層強化し、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図ることとする。

2 設置

働き方改革の実現に向けた対策を推進するため、群馬労働局内に「群馬労働局働き方改革推進本部（以下『本部』という。）」を設置する。

4 実施内容

- (1) 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) その他働き方改革の促進のために必要な取組

7 本部設置要綱

平成 27 年 1 月 5 日本部設置要綱を定める。

本部設置要綱は、本部構成員により必要に応じて変更することができる。